

## 新居浜市の共催及び後援等の申請にあたっての留意事項

共催・後援又は協賛を申請されるにあたりまして、次の事項についてあらかじめご了解のうえ手続きをお願いいたします。

- 1 「新居浜市」の後援名義の使用については、経費に関するすべての問題、開催中の事故、不測の事態についてのすべての責任は、主催者で負っていただきます。
- 2 申請される事業の実施については、関係法令を遵守し、個人情報の管理等を徹底してください。万が一情報漏えいなどが発生した場合、そのすべての責任は主催者で負っていただきます。
- 3 後援については名義のみで行うものであり、新居浜市が直接、物資、人材、その他の支援を行うものではありません。
- 4 事業実施にあたっての各種機関への届け出、その他の申請を必要とする場合は、すべて主催者で行ってください。
- 5 申請は原則として事業実施1ヶ月前までに行ってください。
- 6 必要に応じて、聞き取り調査や追加書類の提出をお願いする場合があります。
- 7 後援等の承諾が取り消しとなった場合は、掲示物等から「新居浜市」の表記を削除していただくなど、市の指示に従って対応していただくことがあります。
- 8 事業が終了しましたら、必ず報告書を提出してください。提出いただけない場合は、次回からの後援等を承認しない場合があります。